

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正等に伴う

品質マネジメントシステムに係る変更)

に係る審査について

令和3年2月22日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 64 条の 3 第 2 項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和 3 年 2 月 18 日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和 2 年 6 月 29 日付け廃炉発官 R2 第 71 号（令和 2 年 9 月 7 日付け廃炉発官 R2 第 120 号、令和 2 年 11 月 18 日付け廃炉発官 R2 第 182 号及び令和 3 年 2 月 17 日付け廃炉発官 R2 第 264 号で一部補正）をもって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正等に伴う品質マネジメントシステムに係る変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請の内容

令和 2 年 4 月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「1F 特例政令」という。）及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「1F 規則」という。）が改正され、それまで実用発電用原子炉施設に準じる規制が行われてきた 5・6 号機については、1～4 号機と同等の規制を行うなどの見直しが行われた。併せて、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）が令和 2 年 4 月に施行されたことから、品質マネジメントシステムに係る箇所等について、実施計画Ⅲの関連する条文を変更する。

また、電源設備の現状を鑑み、実施計画Ⅲ第 1 編及び第 2 編の第 8 条の 2 の電気主任技術者の選任の要件を変更する。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、関連する「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか^{※1}について審査を行った。

※1：原子炉等規制法第 64 条の 3 第 3 項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき認めるときは、前二項の認可をしてはならない

4. 審査の内容

措置を講ずべき事項のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保すること。特に、事故や災害時等における緊急時の措置については、緊急事態への対処に加え、関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。また、協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い、その技量や能力の維持向上を図ることを求めている。

4-1. 1F 特例政令及び1F 規則の改正並びに品質管理基準規則の施行に伴う変更

変更認可申請は、法令改正及び、品質管理基準規則の施行に伴い、実施計画Ⅲ第1編及び第2編のうち、第2章品質保証と、第8章保守管理（本変更で施設管理に変更）の関連する条文を変更するとしている。

規制委員会は、以下を確認した。

- 福島第一原子力発電所に係る品質マネジメントシステムは、品質管理基準規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈を踏まえて実施計画に定められており、追加された事項は21項目にまとめて整理し、実施計画Ⅲ第1編及び第2編の第3条の条項へ反映していること。
また、以下については特定原子力施設の現状に鑑みて規定していること。
 - ✓ 品質マネジメントシステムを確立し運用するに当たり、従来は発電用軽水炉原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく保安活動の重要性を設定していたが、現在の施設の運転実態やリスクの所在の現状を踏まえて、重要度分類指針の考え方を参考にして設定をすること。施設管理の重要度についても同様に設定すること。
 - ✓ 実施計画Ⅲ第1編及び第2編の第3条7.3.3に規定する自主検査等では、1F規則第12条第7号及び第8号に定められた事業者が行う使用前検査、溶接検査及び定期検査並びに法定検査を実施することを反映した記載であること。
 - ✓ 実施計画Ⅲ第1編及び第2編の第3条8.2.4において、自主検査の独立性を確保するため、検査を実施する部・課とは独立した立場である原子炉主任技術者、電気主任技術者又は廃炉安全・品質

室の検査担当者が検査結果の確認を行うこととしていること。

- 従来は独立した項目として記載していた安全文化の醸成について、品質管理基準規則の要求事項に合わせ、第3条品質マネジメントシステム計画の条項にまとめて位置付けたこと。
- 実施計画Ⅲ第1編及び第2編のうち第8条の原子炉主任技術者の選任において、1～4号機については原子炉主任技術者が複数の号機を兼任することが可能であったことを踏まえ、1F規則改正に伴い、5・6号機も含めて兼任が可能となるように変更すること。
- 1F規則改正に伴い、従来の「保守管理」から「施設管理」へ変更するとともに、施設管理に設計、工事及び巡視が含まれるものとして規則が改正されたことから、実施計画Ⅲ第1編第8章及び第2編第8章へこれらの内容を追加すること。
- 実施計画Ⅲ第2編第107条の3については、1F特例政令改正で5・6号機に対する原子炉等規制法第43条の3の11及び16の規定が適用除外となることから、溶接事業者検査^{※2}及び定期事業者検査に係る条項を削除すること。

※2:令和2年4月1日からは溶接に係る使用前事業者検査に変更

4-2. 電気主任技術者の選任要件の適正化

変更認可申請は、実施計画Ⅲ第1編及び第2編のうち第8条の2の電気主任技術者の選任において、電気主任技術者は第一種電気主任技術者免状を有する者から選任するとしていたが、第二種電気主任技術者免状を有する者からも選任できるように変更するとしている。

規制委員会は、以下を確認した。

- 電源設備の変更等により現在の福島第一原子力発電所においては、17万ボルト未満の自家用電気工作物のみを扱うため、第二種電気主任技術者免状を有する者が保安の監督をすることが可能な範囲となっていること。

以上のことから、規制委員会は、1F特例政令等の改正等に伴う必要な変更が行われていること及び保安の管理に求められる対応がなされていることから、本申請に係る措置が適切なものであり、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。